

結婚式総合補償保険取り扱い変更について

2024年11月1日より「結婚式総合補償保険」のお取り扱いを以下の通り変更いたします。

1 結婚式会場の変更について

結婚式総合補償保険の対象としている結婚式をキャンセルし、別の結婚式会場に変更された場合、所定のお手続きをしていただくことで保険契約を解約することなく結婚式会場を変更することが可能になります。

※約款上のキャンセル事由が発生し保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅するため結婚式会場の変更はできません。

※変更後の結婚式サービス契約前にキャンセル事由が発生している場合は、その事由を理由として変更後の結婚式をキャンセルしても、結婚式中止費用保険金のお支払いの対象とはなりません。

2 同一被保険者での複数契約のお取り扱いについて

別日・別会場で複数の結婚式を開催される場合、同一被保険者で複数のご契約が可能となります。

※二部制など同一日・同一敷地内の結婚式は一つの保険で補償されるため、複数の契約はできません。